

令和9年度 高知県公立学校教頭任用選考審査要項

1 目的

この選考審査は、令和9年度の高知県公立小学校及び中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。以下「小・中学校」という。）並びに高知県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。以下「県立学校」という。）の教頭任用候補者を選考することを目的とする。

2 管理職に求める資質・能力

- (1) 教育に対する強い使命感と情熱
- (2) 先見性と幅広い視野、高い識見を持ち、新たな課題や変革に挑む積極性と行動力
- (3) 学校長の掲げる学校経営に関するビジョンを理解し、それを具体的な行動計画に落とし込みながら、組織全体が健全に機能するように調整・支援する組織マネジメント力
- (4) 管理職としての自覚を持ち、不祥事防止をはじめとする服務管理の徹底及び非違行為の根絶に向けて指導できる能力
- (5) 教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を推進し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮できるよう、働き方改革に積極的に取り組む姿勢
- (6) 子育てに関する休暇制度等の周知をはじめ、子育て世代の教職員が安心して子どもを生み育てられる職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢
- (7) 地域との連携・協働に積極的に取り組む意欲
- (8) 教職員の意欲を引き出し、組織的かつ計画的に人材を育成するとともに、風通しの良い職場をつくることのできる能力
- (9) 災害発生時や緊急時の組織的対応等、危機管理能力

3 選考審査の対象者

高知県教育委員会が任命権者として採用した公立学校教職員（再任用職員及び臨時職員を除く。）のうち、受審年度末で次の(1)(2)のいずれにも該当する者

- (1) 対象となる条件（①から③のいずれかに該当する者）
 - ① 小・中学校を受審する者は、38歳以上かつ職務経験が5年以上ある者
 - ② 県立学校を受審する者は、43歳以上かつ職務経験が5年以上ある者
 - ③ 校種及び年齢にかかわらず、中堅教員研修（10年次研修）を修了した者
- (2) 対象者の区分（①②いずれかに該当する者）

① 学校に勤務する者

- ・ 高知県内の国公立小中学校及び県立学校において「教育に関する職」にある者

「教育に関する職」

高知県内の公立学校の指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員その他の学校に置かれる職（国立大学法人高知大学の附属学校園においては教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他の高知県教育長が認める職）

※ 県外人事交流中や在外教育施設派遣中の者も含む。

② 学校以外に勤務する者

- ・ 高知県教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する者
- ・ 高知県本庁・出先機関及び知事所管団体に勤務する者
- ・ 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する者。
- ・ 文部科学省所管の独立行政法人及びその設置施設（例：国立室戸青少年自然の家）に勤務する者

※ 高知県教育委員会特別選考審査要項及び市町村教育委員会特別選考審査要項において定める相当職に該当する者は、この要項での審査対象としない。

4 選考審査の区分

選考審査は、「志願制」及び「推薦制」によるものとする。

5 出願手続等

1 志願制

- (1) 選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに出願し、出願に当たっては、「選考審査願書」を令和8年9月30日（水）までに所属長へ提出する。
なお、現在任用候補者名簿に登載されている者は、本年度実施の当該審査への出願は要しない。
- (2) 願書等の提出を受けた所属長は、「評価書」を作成し、市町村立学校においては所管の市町村（学校組合）教育長が定める期限までに市町村（学校組合）教育長へ提出する。
県立学校においては令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。
- (3) 所属長より「選考審査願書」及び「評価書」の提出を受けた市町村（学校組合）教育長は「評価書」を作成し、全ての書類を令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。

2 推薦制

市町村（学校組合）教育長、小中学校長、県立学校長及び国立大学法人高知大学の附属学校園長並びに教育事務所長、高知県教育委員会事務局の人事主管課長及び各課長は、教頭としてふさわしい者を高知県教育長に推薦する。

- (1) 市町村（学校組合）教育長による推薦
 - ① 「推薦書」を作成し、被推薦者の所属する所属長に対して期日を定めて「評価書」の作成を依頼する。
 - ② 所属長より提出された「評価書」及び作成した「推薦書」を令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。
- (2) 市町村立学校長、県立学校長及び国立大学法人高知大学の附属学校園長による推薦
 - ① 「推薦書」を作成し、市町村立学校においては所管の市町村（学校組合）教育長が定める期限までに市町村（学校組合）教育長へ提出する。
県立学校長及び国立大学法人高知大学の附属学校園長においては令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。
 - ② 所属長より「推薦書」の提出を受けた市町村（学校組合）教育長は「評価書」を作成し、全ての書類を令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。
- (3) 教育事務所長、高知県教育委員会事務局の人事主管課長及び各課長による推薦
 - ① 「推薦書」を作成し令和8年10月16日（金）までに、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。
 - ② 「推薦書」の提出を受けた教職員・福利課長は、被推薦者の所属する市町村（学校組合）教育長及び所属長に「評価書」の作成を依頼する。（県立学校教職員の場合は所属長のみ）
 - ③ 依頼を受けた市町村（学校組合）教育長及び所属長は、「評価書」を作成し、令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。

6 選考審査

選考審査は、評価書の評価及び勤務実績等により総合的に行い、任用候補者名簿に登載される者（以下「任用候補者名簿登載者」という。）を決定する。

7 名簿登載通知

任用候補者名簿登載者には名簿登載通知を行う。

※審査結果の有効期間

本年度実施の選考審査における任用候補者名簿登載者のうち、任用されなかった者の審査結果は、当該選考年度の翌々年度3月末日まで有効とする。

(該当者については、当該選考年度及び翌年度に実施される同一審査への出願は要しない。)

8 主幹教諭への任用の特例

教頭の任用候補者名簿登載者は、主幹教諭に任用されることがある。

なお、主幹教諭に任用された場合、1年以上の勤務を経て、以後教頭任用の資格を有するものとなる。その後の教頭任用に当たっては、評価書、人事評価等による総合的な選考を行い、任用の判断を行う。

9 その他

1から8までに規定するもののほか、教頭任用の選考の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 任用候補者名簿登載者に対して任用前研修を行う。
- (2) 任用に当たって、受審した校種と異なる校種に任用される場合がある。
- (3) 相当職に該当する者の選考については、高知県教育委員会特別選考要項及び市町村特別選考要項において定める。